

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

公立学校施設の整備については、昭和56年以前に建設された棟数が小学校で10棟、中学校で11棟の合計21棟あり、これらの施設の耐震診断、耐震化改修は全て終了しております。

小中学校の吊り天井の耐震対策として、学校施設11棟の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、優先度の高いものから順次整備する。

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

施設の老朽化に伴いトイレも築後何十年と経過しており、配管等が腐食し老朽化している状況で、改修が必要な状況である。

また、便器も老朽化しており、さらに和式便器が主であったことから、平成23年度において改修調査基本計画の中で、洋式便器を主に改修計画を策定し、古い施設から年次計画を立て、改修を行い教育環境の質的な向上を図るものである。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		7 校
中学校		5 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		4 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	無し	平成33年3月(予定)
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無し	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等は市のホームページ等で公表する。</p>
--